

サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングガイドライン

2024 年 6 月

2025 年 6 月 FAQs に関する Annex 含む

免責事項： 疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会（ICMA）のサステナブルファイナンス部門のウェブサイトに掲載されている[サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングガイドライン](#)の英語版が、本文書の正式版であることを明記する。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

目次

導入	2
サステナビリティ・リンク・ローン – 定義	2
サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド – 定義	3
サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド ガイドライン	3
1 調達資金の使途	4
2 SLL の評価と選定のプロセス	5
3 調達資金の管理	6
4 レポーティング	6
主要推奨事項	7
サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド フレームワーク	7
外部レビュー	7
ANNEX – よくある質問（FAQ）	8
総括	8
適格な SLL ポートフォリオの構成/開示と透明性	9
適格性の失効、目標の未達成等	10
レポーティング	11

導入

金融機関、とりわけ融資行為を行う銀行は、金融市場と実体経済の接点において影響力のある立場にあり、信用供与を通じて借り手と直接関わる立場にある。

融資行為を行う銀行には、この影響力のある立場を活用して借り手とサステナビリティパフォーマンスに関する対話を行う機会があり、サステナビリティ・リンク・ローンの組成は、持続可能な経済発展のコンセプトに係る専門知識及びノウハウを借り手に提供するための魅力的な手段となり得る。

金融機関は、「資金用途特定型」債券の発行を通じて、従来からのサステナブルボンド市場の成長において重要な貢献をしてきた存在と位置付けられる。金融機関は、当該金融機関の借り手顧客への関与の度合いを示す債券を発行することにより、サステナブルボンド市場の成長に貢献し続けていくことも可能となり、また、実体経済に変化を促しうる、このような強力な手段の潜在的可能性を最大限引き出すことに関し、債券投資家の支援を得る機会がある。

サステナビリティ・リンク・ローンを通じて、発行体が借り手に関与する取り組みの内容を反映した債券の発行することは、継続的な資金用途特定型の債券を発行のため、グリーン資産及びソーシャル資産の入れ替えを行う金融機関にも魅力的なものと考えられうる。

さらに、債券発行を通じて厳選された¹サステナビリティ・リンク・ローンのポートフォリオを公募債市場の投資家に伝えることは、市場において長期的にサステナビリティ・リンク・ローンのストラクチャーを強化するためのインセンティブとして機能することも考えられる。

サステナビリティ・リンク・ローンファイナンスリングボンド市場の発展は、サステナビリティ・リンク・ローン市場全体の進化と組成動向を明確に反映していくものとも考えられる。

債券の形式によって市場に出回る可能性のあるポートフォリオの組成に際し、既存のサステナビリティ・リンク・ローン原則²を基準として扱うべきであるということが、以下で詳述される本ガイドラインの中核的な推奨事項である。

サステナビリティ・リンク・ローン – 定義

LSTA、APLMA 及び LMA より公表されているサステナビリティ・リンク・ローン原則（「SLLP」）では、以下の定義を示している³：

サステナビリティ・リンク・ローン（「SLL」）は、借り手が野心的で重要かつ定量化が可能な事前に設定されたサステナビリティパフォーマンス目標を達成するかどうかに応じて経済条件が変動し得る、あらゆる種類の融資商品及び又は条件付き融資枠（保証枠、保証ライン、信用状など）である。

資金用途においては、SLL の分類に伴う決定要因はなく、ほとんどの場合、SLL で調達した資金は一般的な事業資金に用いられる。その代わりに、SLL は借り手のサステナビリティパフォーマンスの改善を支援することを目的としている。

¹ 一部のローンには、脱炭素化や排出削減等の望ましいサステナビリティの「テーマ」とは無関係の KPI や目標を組み込まれている可能性があるため、銀行が関与するすべてのサステナビリティ・リンク・ローンが、サステナビリティ・リンク・ローンファイナンスリングフレームワークの下で適格なものと選定されるわけではないと認識している。

² <https://www.lma.eu.com/sustainable-lending>

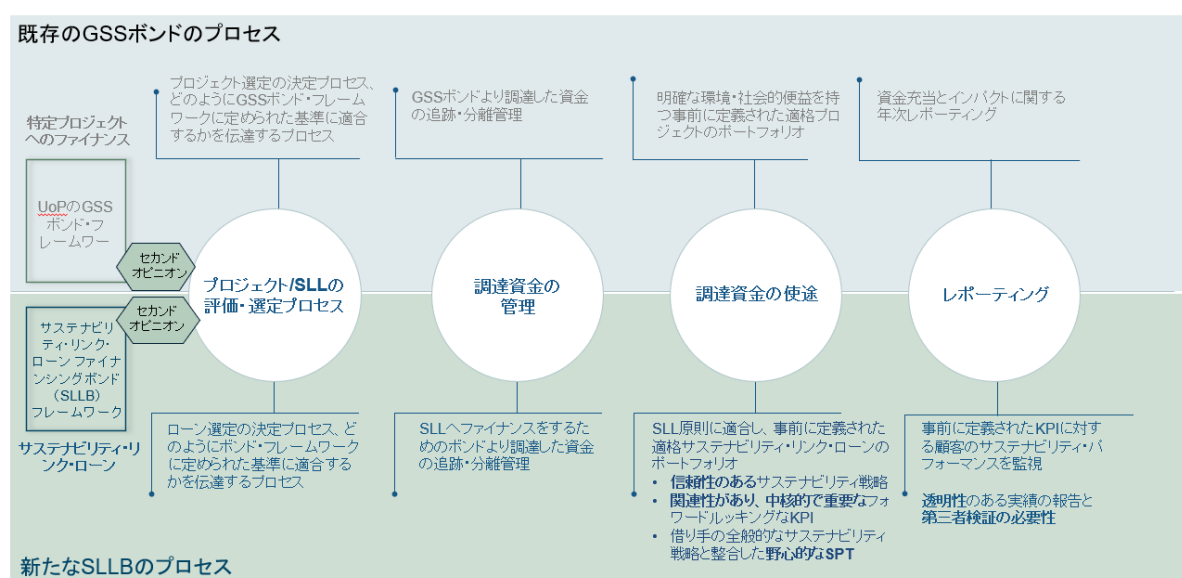
³ サステナビリティ・リンク・ローン原則 ([SLLP](#))、[LSTA](#)、[APLMA](#)、[LMA](#)

サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド – 定義

サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド（「SLLB」）とは、(i) 調達資金又は同等額が、SLLP（サステナビリティ・リンク・ローン原則）に整合した新規及び/又は既存の適格な SLL のポートフォリオ（SLL 適格ポートフォリオ）の資金調達又は借り換えに、部分的又は全面的に専ら充当され、かつ、(ii) グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインに直接的に着想を得た、以下のサステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド ガイドライン（「SLLBG」）にて詳述する 4 つの構成要素に適合する債券商品のことである。

SLLB は独立したカテゴリーとして位置付けられ、グリーン、ソーシャル、サステナビリティ又はサステナビリティ・リンク・ボンド（「GSSS ボンド」）と同列で考慮又は提示されるべきものではないことに留意することが重要である。しかしながら、以下に示すように、SLL のポートフォリオの資金調達には、GSS ボンドのグリーン/ソーシャル資金用途特定型の資金調達と類似している点や共通点もある。

SLLB は、通常の GSS ボンドで見られる資金用途を特定したプロジェクトへのファイナンスに係る要件を用いて、サステナビリティ・リンク・ローンのポートフォリオに対する資金調達を行うものとなる。



サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド ガイドライン

SLLBG により、自主的なプロセスのガイドラインが確立され、自主的なプロセスガイドライン策定し、透明性及び情報開示を推奨するとともに、この種類の商品を発行するための手法を明確化することにより、SLLB 市場の発展における誠実性を促進している。

SLLBG は市場による幅広い利用を意図している。発行体に対しては信頼性のある SLLB の発行に関わる主要構成要素についてのガイダンスを提供している⁴。投資家に対しては SLLP（の中核構成要素）の観点から適格な SLL を評価するために必要な情報、とりわけ選択された KPI（重要業績評価指標）の関連性及び重要性並びにその野心度の水準についての情報

⁴ Annex Q1 参照

の入手可能性を促進する。引受業務を担う証券会社に対しては市場の誠実性を保持する取引を促進するとともに、外部レビューを円滑化するためのガイダンスを提供している。

SLLBG との適合のための 4 つの中核構成要素は、グリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則と類似している：

1. 調達資金の使途⁵
2. SLL の評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

透明性向上のための重要な推奨事項は以下の通りである：

- SLLB フレームワーク
- 外部レビュー

発行体には、環境及び/又は社会の持続可能性に関する包括的な事業体レベルの目標、戦略、方針及び/又はプロセスについての情報提供も推奨されている。

1 調達資金の使途

SLLB の基盤となる要素は、適格な SLL⁶に対して債券で調達した資金を充当することにより、充当対象の適格性に係る基準はフレームワーク及び/又は商品の法的文書において適切に記述されることとなる。SLLP は適格な SLL を選択していくための基礎を形成する要素となる。

SLLB の信頼性は、適格な SLL を選択するための基準の透明性に依存している。ただし、多くの場合において、借り手及び融資の詳細は非公開のままである必要があることに留意を要する。この文脈において、発行体は、SLLB によって資金調達又は借り換えられる適格な SLL を選択するために使用する適格性基準を詳述すべきであり、特に最新の SLLP の中核構成要素に関しては詳述が必要となる。⁷

- 重要業績評価指標（KPI）の選択
- サステナビリティパフォーマンス目標（SPT）の設定
- ローンの特性
- レポーティング
- 検証

発行体が適切な水準の透明性を達成するために、複数の選択肢が利用可能である。

アプローチ 1⁸

SLLP の 5 つの中核構成要素にマッピングされた適格性基準の詳細な開示が含まれる。特に KPI/SPT⁹ の組み合わせが（個別の SLL 毎ではなく、SLLB フレームワークレベルで）どのように評価されるかに関する開示が含まれる。これは、SLL 適格ポートフォリオを評価するために SLLB フレームワークに設けられた評価プロセス、基準及

⁵ SLL は一般的な事業資金を使途とする商品であり、本調達資金の使途は、SLLB の使途を指している。

⁶ 適格な SLL のポートフォリオは、SLL のみで構成されるべきである。

⁷ Annex Q2 及び Q4 参照

⁸ Annex Q3 参照

⁹ [Illustrative-KPIs-Registry](#) を参照し、策定する場合も含む

び/又は閾値に関する情報を提供することによって行われるべきであり、これには事前に策定された KPI のリストと SPT に対応する野心度の範囲に関する内容が含まれるべきである。

アプローチ 2

発行体は、適格な SLL の選択の際に、借り手のセクター、選択した KPI 及びその意図されたサステナビリティ目標¹⁰の概要の説明とともに、SLL 適格ポートフォリオ内の個別の適格 SLL について独立した外部レビューを求めることができる。

投資家に対する透明性を向上させるため、発行体は、SLL 適格ポートフォリオ内のすべての適格 SLL に共通する、又はサブポートフォリオレベルでの単一のサステナビリティ目標を適格性基準において定義することが推奨される。

適格 SLL は、SLL ファシリティの調印年において公表されていた最新の SLLP に整合すべきである。

SLLB 下での資産の二重計上があってはならず、すなわち、融資がグリーン/ソーシャル及びサステナビリティ・リンクの両方の要素を持ち、発行体のグリーン/ソーシャル/サステナビリティ・ボンドの適格なグリーン/ソーシャル資産として含まれている場合、その融資は適格 SLL として考慮されるべきではない。

発行体は、各適格 SLL の実行済みの部分のみに調達資金を充当すべきである。

発行体は、発行前外部レビューを通じて、自身の SLLB とこれらの SLLBG の 4 つの構成要素との適合性を評価するため、外部レビュー提供者を指名すべきである。

明確化のために：

- アプローチ 1 では、外部レビュー実施者は発行体の SLLB フレームワークを SLLBG に照らしてレビューするが、各 SLL の SLLP との適合性までを評価することまでは求められない。
- アプローチ 2 では、外部レビュー実施者は発行体の SLLB フレームワークを SLLBG に照らしてレビューし、各 SLL について意見を述べる。外部レビュー実施者は、当初の SLLB フレームワークをレビューする者と同じでもよい。

2 SLL の評価と選定のプロセス

SLLB の発行体は、投資家に以下を明確に伝達すべきである：

- SLL の適格性とパフォーマンスを経常的に評価・監視するためのガバナンス体制。これには以下が含まれるが、これらに限定されるものでもない：
 - プロセスに参与する組織機能。同機能の説明においては、責任と関連する専門知識を含む（例：専門委員会形式の機能）
 - プロセスで活用される外部の機能（責任と関連する専門知識を含む）
 - 意思決定プロセスに関する様々な手順

¹⁰ 多くの銀行、特にバランスシート上に、多くの小規模の融資取引を抱える銀行にとって、融資規模に対する外部レビューの費用を考慮すると、アプローチ 2 は実用的ではない場合もある。

- 発行体レベル及び/又は SLLB フレームワークレベルでの融資活動に適用される業種の除外基準及び/又はその他の関連方針。発行体は、各適格 SLL の借り手に関する ESG リスクを特定し、軽減するプロセスを設置することも推奨される。
- SLL 適格ポートフォリオに当初含まれていた SLL の適格性を失効又は再適格化するプロセスと基準。特に借り手が 1 つ又は複数の SPT を達成できなかった SLL に関するものが対象となる。¹¹

3 調達資金の管理

SLLB によって調達される資金に係る手取金、あるいは手取金と同等の金額は、サブアカウントで管理されるか、サブポートフォリオに組み入れられるか、又はその他のいずれか適切な方法で発行体により追跡されるべきである。また、当該手取金は、適格 SLL に係る発行体の融資・投資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。

SLLB が償還されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格 SLL への充当額と一致するように調整されるべきである。

発行体は、未充当の調達資金の一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。

一部の SLL の実行額の変動を考慮し、発行体は、いかなる時点においても調達資金が適切に充当されていることを定期的に確認するプロセスを設けることが推奨される。

なお、SLL の一般の事業資金に用いる性質を念頭に置き、発行体は適格 SLL において、借り手の調達資金を追跡するプロセスを設けることまでは求められていない。

4 レポーティング

発行体は、SLLB の存続期間中に年次で更新される SLL 適格ポートフォリオに関する最新のレポートを、また重要な展開があった場合にはタイムリーに、作成し、容易に入手可能な状態で保持すべきである。

年次 SLLB 報告書には、SLLB で調達した資金が充当された SLL に関する詳細情報を可能な限り含めるべきであり、特に以下に関する情報を含めるべきである：

- 充当された SLLB の金額及び/又は SLL 適格ポートフォリオの規模;¹²
- 借り手のセクターと地域;
- 借り手が属するセクターと組み合わせた KPI/SPT に関する情報（達成状況を含む）;¹³
- 適格 SLL の組成年に関する情報;
- 適格性を失効した SLL と新規に追加された SLL に関する情報

¹¹ Annex Q5 参照

¹² Annex Q6 参照

¹³ Annex Q7 参照

機密保持契約、競争上の考慮事項、又は原資産となる SLL の多さにより、投資家が入手可能又は入手が許可されうる詳細情報が制限される場合、その情報は一般化した形、又は統合したポートフォリオ単位で提示されるべきである。

発行後の発行体の調達した資金の管理に係る内部プロセスにおいては、SLLB で調達した資金が適格な SLL へ資金充当されるための内部の追跡・検証が可能な体制が必要であり、それらは外部監査人又はその他の第三者により補完されるべきである。

重要な推奨事項

サステナビリティ・リンク・ローンファイナンスリングボンドフレームワーク

発行体は、SLLB フレームワーク及び/又は法的文書において、自身の SLLB とこれらの SLLBG の 4 つの中核構成要素（すなわち、資金使途、SLL 評価・選定プロセス、調達資金管理、レポーティング）との適合性を説明すべきである。このようなフレームワークは、投資家が容易にアクセスでき、利用可能な形式で提示すべきである。

発行体は、SLLB フレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈内での関連情報、及び顧客のトランジションに伴走する取り組みについて要約し、説明することが推奨される。

外部レビュー

SLLBG は、外部レビュー提供者に対し、自身の資格と関連する専門知識を開示し、実施されるレビューの範囲を明確に伝達することを推奨している。発行体は、自社ウェブサイト及び/又は適切なその他のアクセス可能なコミュニケーション手段を通じて、外部レビューの内容を公開すべきである。

ANNEX – よくある質問（FAQ）

総括

Q1 サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンドを発行するメリットとは何か？

サステナビリティ・リンク・ローン ファイナンスリングボンド（「SLLB」）は、市場に幅広いメリットを提供する：

- 重要なサステナビリティ指標における環境及び社会へのアウトカムの改善推進に係るインセンティブを創出する金融システムの実現（例：「脱炭素化の推進」）。これにより、より広範なステークホルダーエコシステム全体での整合性を確保し、銀行（又はその他の信用供与を行う者）のバランスシート上のアセットの脱炭素化などにより、より持続可能な手法への移行を推進する。
- グリーン、ソーシャル、サステナビリティ（「GSS」）といった「資金用途特定型債券」の補完：特定のグリーン又はソーシャルプロジェクトや資産（グリーン、ソーシャル、サステナビリティ「資金用途特定型ローン」を含む）への資金提供を通じ、主にインパクトを追求する GSS による資金用途特定型債券とは異なり、SLLB が（再）資金調達する SLL は、事前に決定された重要業績評価指標（「KPI」）を通じて借り手の全体的なサステナビリティパフォーマンスの改善を目指すこととなる。この柔軟性により、発行体は（「アセットライト」な借り手向けなど）幅広いサステナビリティに係るイニシアティブに対し資金を提供しながら、脱炭素化などの重要なサステナビリティ目標に向けた進展を促すことができる。
- サステナビリティに関する発行体の顧客とのエンゲージメントの強調：この商品により、SLLB 発行体は借り手顧客とのエンゲージメントの取り組みについて透明性をもって伝達し、より広範な市場に対してリーダーシップを示すことができる。また、発行体が SLLB 取引を活用して自身の優先事項と野心性を他の市場参加者にアピールし、SLL 及び SLLB 活動に関してより多くの発行体を動機付けることも可能になる。
- トランジション領域への投資家の参画：これらの商品により、投資家は持続可能な事業実施に貢献し、投資家自身のポートフォリオを長期的な持続可能な開発目標と整合させることができる。より広範なサステナビリティ・リンク商品群の拡張として、SLLB は、グローバルなサステナビリティ目標達成に不可欠なトランジションファイナンス市場を支援するための補完的商品としても認識されうる。サステナビリティ・リンク・ファイナンスの商品は、金融市場の参加者が長期的なサステナビリティ目標に対する信頼できる測定可能なコミットメントを実証するための重要なツールと位置付けられる。¹⁴
- SLL ストラクチャーの堅牢性向上：SLLB は市場における SLL ストラクチャーの長期的有効性を強化できる。発行体と（匿名化された）借り手を公開市場の精査にさらすことで、より野心的で透明性のあるサステナビリティ目標を促進する。この説明責任の水準は投資家の信頼を高め、サステナビリティ・リンク商品の信頼性を強化し、スケーラブルで影響力のある持続可能なツールへと向かう SLL 市場の進化を確実にする。
- 新たな資金調達機会の創出：SLLB は債券市場に新たな道筋を提示する。サステナビリティ投資への関心が高まる中、この革新的な商品により発行体と投資家はトランジシ

¹⁴ 本記載内容は、[ガイダンスハンドブック](#)で提供されている既存のガイダンスにおいて強調されており、グローバルな気候・サステナビリティ目標の支援におけるこのような商品の戦略的役割を強調している。

ファイナンスの概念により深く関与し、グローバルなサステナビリティ目標に対処しながらサステナブルファイナンス継続的な拡大を支援できる。

適格な SLL ポートフォリオの構成/開示と透明性

Q2 SLLB に基づく SLL 適格ポートフォリオに含まれるセクターに属する借り手に関して、投資家にどの程度の透明性をもって情報を提供すべきか？

発行体が提供する透明性の水準は可能な限り包括的なものとすべきであり、投資家が的確な SLL のポートフォリオの元となる借り手のサステナビリティパフォーマンスを評価するのに十分な最新情報を確保すべきである。フレームワークレベルでは、元となる SLL を選択するために使用される適格性基準とともに、対象となる業界セクター又は除外される業界セクターの明確な詳細情報の提供も含まれる。レポーティングの文脈では、発行体はサステナビリティ目標とそれらの目標に向けた進捗を詳述すべきである。一方、透明性と機密性への配慮のバランスを取ることも重要である。開示レベルは、様々な市場参加者のニーズ（例えば、投資家の除外/制限方針を実施するために必要な情報）及び規制要件も考慮すべきである。期間内において、SLL 適格ポートフォリオ全体でのレポーティングの一貫性を確保し、確立されたレポーティングフレームワークや基準との整合を図ることで、SLLB 市場がさらに向上することとなる。

Q3 資金使途アプローチ 1 において適切な水準の透明性を達成するためには、発行体はどのような行動を取るべきか？

SLLB ガイドラインの資金使途セクションで概説されているアプローチ 1 において適切な水準の透明性を達成するためには、以下が必要となる：

1. 発行体は、適格 SLL の「単一のサステナビリティ目標」に関連する KPI とそれに関連する SPT を明確に概説すべきである。これには例えば、KPI が対象とする事業範囲、ターゲットとなる閾値又は野心度のレンジ、関連するベンチマーク/軌道（例：脱炭素化テーマに基づく SLL の場合の「パリ協定との整合」）、及び目標の妥当性検証の根拠（もしあれば）が含まれるべきである。SLLB を通じた借り換えの対象となるためには、元となる SLL は単一のサステナビリティ目標に貢献する少なくとも 1 つの KPI 又は SPT を持つべきである。
2. 「追加 KPI」（すなわち、単一のサステナビリティ目標に関連しない KPI）については、もしあれば、「単一のサステナビリティ目標」に関連しない一方で適格 SLL に含まれる可能性がある、すべての KPI を発行体がレポーティングに含めることが推奨される。これは潜在的な投資家に包括的な情報のセットを提供するために、ベストエフォートベースで行われるべきである。しかし、SLL 市場で利用可能な KPI の多様性を考慮すると、このアプローチが常に実現可能とは限らない。すべての追加 KPI がリスト化されていない場合、発行体は、例えば [Illustrative KPIs Registry](#) や各法域又は地域で確立されたその他のガイダンスや慣行を参照することにより、それらの KPI/SPT の受容可能性を評価するための確立されたプロセスについての説明も提供すべきである。追加される可能性のある追加 KPI に関する透明性のあるレポーティングも求められる。

上記が確保された透明性の水準により、投資家は SLLB と自身のサステナビリティ目標との整合性を評価できるようになり、一方で発行体には単一のサステナビリティ目標に関連する高水準の野心度と様々な追加 KPI を持つ SLL を含めうる十分な柔軟性が残されることとなる。

Q 4 SLLB 発行体は、元となる SLL 適格ポートフォリオのファイナンス上又はストラクチャー上の特性に関してどのような事項を考慮すべきか？

いかなる SLLB に基づく SLL 適格ポートフォリオを整備する際にも、遵守すべき基本となる原則として、サステナビリティ・リンク・ローン原則が常に考慮される必要がある。これには、原則の中核構成要素 3（「ローン特性」）が含まれる。この構成要素は、「マージンの変動」がローン特性に関する調整の最も一般的な例であることを強調しているが、他の形態の調整についても適用が排除されていないため、将来の SLLB 発行体のファイナンス上又はストラクチャー上の特性を変動させる他のアプローチを検討する余地もある。

適格性の失効、目標の未達成等

Q 5 SLLB の元となる SLL 適格ポートフォリオから SLL を除外する必要がある状況について考える際には、SLLB の発行体は何を考慮すべきか？

SLL 適格ポートフォリオの管理に関する手法は、各 SLLB 発行体はそのフレームワークにおいて定義すべきである。

発行体は、当初の SLL 適格ポートフォリオに含まれていた SLL の適格性を失効させるプロセスと関連する基準について、透明性及び明確性を確保する必要がある。

ポートフォリオから除外するためのトリガーイベントは毎年発生しない可能性もあるが、進捗報告書は少なくとも年 1 回は投資家に提供されるべきである。

発行体は、外部要因、市場状況、又はその他の予期せぬ課題により、サステナビリティ目標に向けた進捗が年ごとに変動する可能性があることを認識すべきである。したがって、進捗の評価方法においては柔軟性を持たせることが重要であり、評価プロセスには長期的なサステナビリティ目標の達成の現実性を反映させるべきである。発行体は、SPT に対するパフォーマンスに関する柔軟性措置（例：定義された範囲内でのパフォーマンス）について、投資家に（理想的にはフレームワークを通じて事前に）伝達すべきである。

借り手が定義された期間にわたって SPT を達成できない、又は有意義な進捗を示せない場合、SLLB 発行体は、この状態を SLL の再評価と SLL 適格ポートフォリオからの欠格候補に挙げる要件とすることが考えられる。発行体がこの手法を選択する場合、透明性を保ち、再評価と欠格候補に対する明確な手法を示す提供することが重要である。不適格となった SLL が後に目標を達成し、再び適格と認められる場合、この内容もフレームワークにおいて投資家に透明性をもって開示されるべきである。SLL 適格ポートフォリオにて、適格な SLL が不足する場合、発行体はその背景にある理由と完全充実に至るまでの一時的な運用方法も明確に示すべきである。

実現可能であれば、発行体は、追跡対象の発行代わり金と充当の対応関係について投資家に安心感を与えるために、SLL 適格ポートフォリオの規模と、SLL 適格ポートフォリオ総額と発行済み SLLB 総額との間にあるバッファの目標値を投資家に伝達することも考えられる。

レポーティング

Q 6 SLLB 発行体は資金充当レポーティングにおいてどのような事項を考慮すべきか？

発行体は、SLLB の存続期間を通じて年次で又は SLL 適格ポートフォリオの構成や充当状況に重大な変更が生じた場合にはタイムリーに、SLLB の発行代わり金の充当金額及び/又は SLL 適格ポートフォリオの規模について報告すべきである。このレポーティングには、借り手のセクターと地域、適格な SLL の組成年と満期、ならびに欠格/再適格及び新規追加の SLL に関する情報も含めるべきである。これらは機密保持の観点で、集計ベースの報告も可能性である。未充当の調達資金の管理方法についての説明も報告されるべきである。

また、(i) 実行額の計算方法論を明確に記載し（例：報告期間を通じた平均額、報告日時点での金額等）、(ii) 未充当資金がある場合、実現可能な範囲で完全充当までの予想されるタイムラインを明確に記載することもベストプラクティスと考えられる。

Q 7 SLLB 発行体はアウトカムレポーティングについてどのような手法を採るべきか？

SLLB においては、一般的には、資金使途の直接的なインパクトよりも、選択された KPI と SPT に向けた進捗が、主要なレポーティング内容の焦点にあたる。

SLLB ガイドラインで述べられているように、発行体は「借り手が属するセクターと組み合わせた KPI/SPT に関する情報（達成状況を含む）」を報告すべきである。したがって発行体は、融資資金のインパクトを詳述するのではなく、関連する KPI の SPT 達成に向けた借り手の進捗を測定することによって報告すべきである。これにより投資家は、SLLB が SLLB 発行体の SLLB フレームワークで概説された「単一のサステナビリティ目標」（例：脱炭素化）にどのように貢献しているかを分析できるようになる。

発行体はまた、KPI の内訳について年次で報告すべきである。これができない場合、テーマ別に KPI を分類して報告することを代替手段として考えられる。

選択された KPI が測定可能な社会的又は環境的アウトカムに直接関連する場合（例：GHG 排出量削減）、発行体はレポーティングに集計数値を含めることができる。しかし、発行体は SLL の借り手によって実現されるアウトカムのイネーブラー又は促進者の役割を単に果たしているだけであるため、関連するインパクトを自らの成果として「主張」しないよう注意すべきである。このような集計数値は単に、SLL 適格ポートフォリオの持続可能性の便益を伝達する手段とみなされるべきであり、それらを計算する方法論は明確に開示されるべきである。

KPI、SPT、ベースライン、又は KPI の範囲の再評価、修正の再表示、又は調整に関する情報は開示されるべきである。